

たり、

〔武家嚴制錄^{十四}〕一春日禰宜訴論ニ付、御下知條々、

定

一今度春日禰宜參府奉行所^江訴之、年來長柄之傘指來候處、去比興福寺一臈代及社家方より、法式違背之由申之、從寺務も右之通雖被下知、從先規指來、今更之儀ニ無之候旨、禰宜依返答、社家呼下、數度遂穿鑿候之處、古例無之ニ相極也、且又寺務よりも以五師役者記錄相越之、并社家禰宜雙方ニ而、日記等及周覽之處、寺務之記者、長祿之比、社家之記者、應永年中以來、祭禮之節も度、禰宜長柄傘給之と相見へ、禰宜日記、明應之時分、指來候由雖書載之、此度從社家方申出趣ハ、禰宜平日自分徘徊之節之儀也、地下人長柄傘甚過奢たるの間、向後御幣神供物奉之外者、自今以後堅可令停止事、

一禰宜不届有之而、社頭出仕從社家停止之儀、唯今迄任社家心雖申付之、以後者社家中吟味之上、寺務并奉行所へ相達、更指圖、禰宜へ可申付之也、其外之儀者可爲有來通事、

一向後社家對禰宜正路にして、非道不可申懸之、勿論禰宜者敬社家無禮仕間敷事、

右之趣堅可相守之、禰宜方、社家之儀、品々雖訴之、今般諍論之子細に無之、乍然社家總而奢侈之體ニ相聞へ候間、向後奉背御條目、違失社法、於致私之訴論者、可被處嚴科者也、

延寶六年十二月廿七日

社家中 禰宜中

松 山城守略中

〔有徳院殿御實紀附錄^{十三}〕王子村に御放鷹ありし時、飛鳥山のはとりにて、俄に春雨降出ければ、兼てうつくしみ玉へる亘といへる馬にめされ、片手綱にて、御右の手に長柄の傘をもたせ玉ひしが、ひとの手傘さしたるよりも、かるくと見え玉ひぬ、後に風つよく吹出し、雨も降しきりけ